

池田町温室効果ガス排出抑制実行計画

2001(平成21)年9月

【2022(令和4)年3月更新】

目 次

1. 計画を策定する背景	1
1) 地球温暖化問題	
2) ゼロカーボンシティの推進	
2. 基本的事項	2
1) 計画の目的	
2) 計画の期間	
3) 計画の範囲	
3. 実行計画の推進状況及び削減目標	3
1) 実行計画(2001(平成13)年度～2005(平成17)年度)の推進状況	
2) 実行計画(2006(平成18)年度～2010(平成22)年度)の推進状況	
3) 実行計画(2011(平成23)年度～2015(平成27)年度)の推進状況	
4) 実行計画(2016(平成28)年度～2020(令和2)年度)の推進状況	
5) 実行計画(2021(令和3)年度～2025(令和7)年度)の削減目標	
4. 温室効果ガス削減に向けた取組	8
1) 直接的削減に向けた取組	
2) 間接的削減に向けた取組	
3) 地域全体における取組	
5. 実行計画の推進・点検体制	9
1) 推進委員会	
2) 推進委員会の役割	
3) 推進委員の役割(具体的取組)	
4) 実行計画の進捗状況の公表	
《参考》 地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)	10
温室効果ガスの種類	

北海道中川郡池田町

(町民課環境住宅係)

1. 計画を策定する背景

1) 地球温暖化問題

太陽からの放射エネルギーは、地表に吸収され再び放射されますが、二酸化炭素などは、その放射されたエネルギーを吸収する性質を持ちます。この様に地表からの放射エネルギーを吸収する性質を持つ気体（ガス）を温室効果ガスといいます。地球温暖化とは、二酸化炭素などの温室効果ガスが地表からの反射熱をほとんど吸収し、その吸収されたエネルギーによって起こる地表付近（対流圏）の温度が上昇する現象をいいます。

地球温暖化は、近年の「大量生産・大量消費・大量廃棄」という社会構造や生活様式などによる温室効果ガス排出量の増加と森林の破壊などによる二酸化炭素の吸収源の減少によって温室効果ガスの蓄積が進行してしまうことが主な原因としてあげられます。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により、海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、自然生態系や生活環境、農業、水資源などへの影響が懸念されています。今後は、資源の有効利用や代替エネルギーの効率的利用を推進して、環境負荷の低減を図ることが求められます。

2) ゼロカーボンシティの推進

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、2015(平成 27)年にフランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が行われ 2020(令和 2)年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として気温上昇を 2℃目標より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続することや、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すことなどが設定されています。

これらの国際的な動きを受けて、日本では 2016(平成 28)年、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画及び政府実行計画が閣議決定され、温室効果ガス排出量を、2030(令和 12)年度に 2013(平成 25)年度比で 26.0%減を水準とする削減目標が掲げられるとともに、長期的目標として 2050(令和 32)年度までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしています。

また環境省では、この目標を達成するため、2050(令和 32)年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体を「ゼロカーボンシティ」とし、国内外に広く発信し取組みを推進しています。

北海道では、北海道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め、2050(令和 32)年までに環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を長期目標としています。また中期目標として 2030(令和 12)年度の温室効果ガス排出量を、2013(平成 25)年度比で 35%削減を掲げています。

池田町では、自らが環境への負荷の低減に率先して取り組んでいくため、「地球温暖化対策推進法」に基づき、「池田町温室効果ガス排出抑制実行計画」を策定し、町内における大事業所である役場が率先し、環境に配慮した行動を実践していくことで、町民一人ひとりが意識を変え、自ら責任を持って行動することにより、2050(令和 32)年までに「ゼロカーボンシティ池田町」を実現し、町民が健康で快適に過ごすことができ、真に豊かで誇りを持てる社会を、次の世代に繋げていきます。

2. 基本的事項

1) 計画の目的

池田町の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ります。

2) 計画の期間

2010(平成 22)年度を基準年度として、実行してきた本計画は、2020(令和 2)年度の目標年度を迎えたため、新たに 2020(令和 2)年度を基準年度とし、2025(令和 7)年度を目標年度とします。

なお、基準年度、目標年度は5年ごとに更新するものとします。

3) 計画の範囲

本町の事務及び事業が対象で主な施設は、次に示すとおりとします。

主な対象施設一覧

課名	施設などの範囲
総務課	地域コミセン(北部、西部)、地区コミセン(川合、千代田、青山、昭栄、富岡、近牛)、高島生活館
企画財政課	役場庁舎(分室、文書庫含む)、社会福祉センター、ふれあいセンター、まきばの家(テニスコート、駐車場トイレ)、移住定住体験住宅
町民課	一般廃棄物処理センター、葬斎場、町有住宅(共有部分)
福祉課	いきがいセンター、屋内ゲートボール場
保健子育て課	保健センター、十勝いけだ地域医療センター、学童保育所(池田、利別)
産業振興課	農業技術研究所、エゾシカ等解体加工施設、大規模草地育成牧場、食肉センター、炭小屋休憩所、排水機場(昭栄、利別、川合、大森第1、大森第2)、消費生活相談室、イベント広場
建設水道課	車両センター、下水道管理センター、都市公園(清見ヶ丘公園、治水公園、利別川緑地)、千代田堰堤トイレ
ブドウ・ブドウ酒研究所	ブドウ・ブドウ酒研究所、栽培事務所、ガラスハウス
教育委員会	小学校(池田、高島、利別)、池田中学校、学校給食センター、田園ホール、総合体育館、図書館、カーリング場、郷土資料館、清見ヶ丘スケートリンクハウス
消防署	消防署、詰所、サイレン施設

※外灯、街路灯、防犯灯、ポンプ場は、電気使用量を減らすことが困難であるため、対象外施設としています。

※新設・廃止等のため、施設数が変動した場合の措置

- ・新設した施設は、5年ごとの計画更新時に対象とし、更新時の現状に合わせ、更新する基準年度、目標年度の数値に反映させるものとする。
- ・廃止した施設は、毎年温室効果ガス排出状況の公表時に対象から外し、実行計画の推進状況を正確に把握するために、既存の基準年度・目標年度の数値に反映させないものとする。

3. 実行計画の推進状況及び削減目標

1) 実行計画【2001(平成13)年度～2005(平成17)年度】の推進状況

1999(平成11)年度【基準】	→4.0%→	2005(平成17)年度【実績】
3,474,657 kg	削減	3,334,930 kg

内 訳	項 目	1999(平成11)年度 (基準)	2005(平成17)年度 (目標)	2005(平成17)年度 (実績)
CO ₂ 排出量	電 気	1,382,780 kg	1,313,641 kg	1,493,154 kg
	A重油	1,256,831 kg	1,193,989 kg	1,151,918 kg
	灯 油	681,931 kg	647,834 kg	592,514 kg
	L P G	39,594 kg	37,614 kg	11,855 kg
	ガソリン	84,854 kg	80,611 kg	52,402 kg
	軽 油	10,841 kg	27,234 kg	33,087 kg
	計	3,474,657 kg	3,300,924 kg	3,334,930 kg
使用量	電 気	3,600,989kwh	3,420,940kwh	3,888,422kwh
	A重油	465,890 リットル	442,595 リットル	427,000 リットル
	灯 油	269,708 リットル	256,222 リットル	234,343 リットル
	L P G	13,169 kg	12,510 kg	3,943 kg
	ガソリン	35,975 リットル	34,176 リットル	22,217 リットル
	軽 油	10,841 リットル	10,298 リットル	12,512 リットル

※上記数値は、1999(平成11)年度に実在した施設のみを対象としています。

2) 実行計画【2006年度～2010年度】の推進状況

2005(平成17)年度【基準】	→14.8%→	2010(平成22)年度【実績】
4,888,979 kg	削減	4,167,375 kg

内 訳	項 目	2005(平成17)年度 (基準)	2010(平成22)年度 (目標)	2010(平成22)年度 (実績)
CO ₂ 排出量	電 気	2,234,840 kg	2,123,098kg	2,060,980kg
	A重油	1,704,590 kg	1,619,361kg	1,330,610kg
	灯 油	701,332 kg	666,266 kg	623,949kg
	L P G	13,561 kg	12,883kg	10,737kg
	ガソリン	91,368 kg	86,799kg	69,774kg
	軽 油	143,288 kg	136,123kg	71,326kg
	計	4,888,979 kg	4,644,530kg	4,167,375kg
使用量	電 気	4,026,739kwh	3,825,402kwh	3,713,477kwh
	A重油	629,000 リットル	597,550 リットル	491,000 リットル
	灯 油	281,660 リットル	267,577 リットル	250,582 リットル
	L P G	4,520 kg	4,294 kg	3,579 kg
	ガソリン	39,383 リットル	37,414 リットル	30,075 リットル
	軽 油	54,690 リットル	51,956 リットル	27,224 リットル

※上記数値は、2005(平成17)年度に実在した施設のみを対象としています。

3) 実行計画【2011(平成23)年度～2015(平成27)年度】の推進状況

2010(平成22)年度【基準】 4,198,295 kg	→6.7%→ 削減	2015(平成27)年度【実績】 4,479,620 kg
----------------------------------	--------------	----------------------------------

内 訳	項 目	2010(平成22)年度 (基準)	2015(平成27)年度 (目標)	2015(平成27)年度 (実績)
CO ₂ 排出量	電 気	2,060,980kg	1,957,931kg	2,330,670kg
	A重油	1,330,610kg	1,264,080kg	915,167kg
	灯 油	623,949kg	592,752 kg	979,135kg
	L P G	10,737kg	10,200kg	5,428kg
	ガソリン	100,693kg	95,658kg	97,133kg
	軽 油	71,326kg	67,760kg	152,087kg
	計	4,198,295kg	3,988,381kg	4,479,620kg
使用量	電 気	3,713,477kwh	3,527,803kwh	4,199,406kwh
	A重油	491,000 リットル	466,450 リットル	337,700 リットル
	灯 油	250,582 リットル	238,053 リットル	393,227 リットル
	L P G	3,579 kg	3,400 kg	1,809 kg
	ガソリン	30,075 リットル	28,571 リットル	41,868 リットル
	軽 油	27,224 リットル	25,863 リットル	58,048 リットル

※上記数値は、2010(平成22)年度に実在した施設のみを対象としています。

4) 実行計画【2016(平成28)年度～2020(令和2)年度】の推進状況

基準年度(2015(平成27)年度)の温室効果ガス排出量4,479,620kgを目標年度の2020年度までに5%(221,308kg)削減という目標に対し、2020年度末の排出量実績は4,653,721kgで3.89%(174,101kg)増加という結果となりました。

電気量は、各施設が蛍光灯のLED化や節電を進めているものの、冷房機や温水洗浄機付き便座の導入が増加要因となっています。

灯油量は、冬場の気温が大きな影響を与え、あわせて換気対策として空気の入替等により冬場でも窓を開ける機会が増えたことが要因と考えられます。

LPGは、新しく学校給食センターが稼働した(2016(平成28)年度)から使用料が増えています。

ガソリンは、公用車の管理台数は減少しているものの、利用頻度(距離)が多くなっていることが増加要因と捉えています。

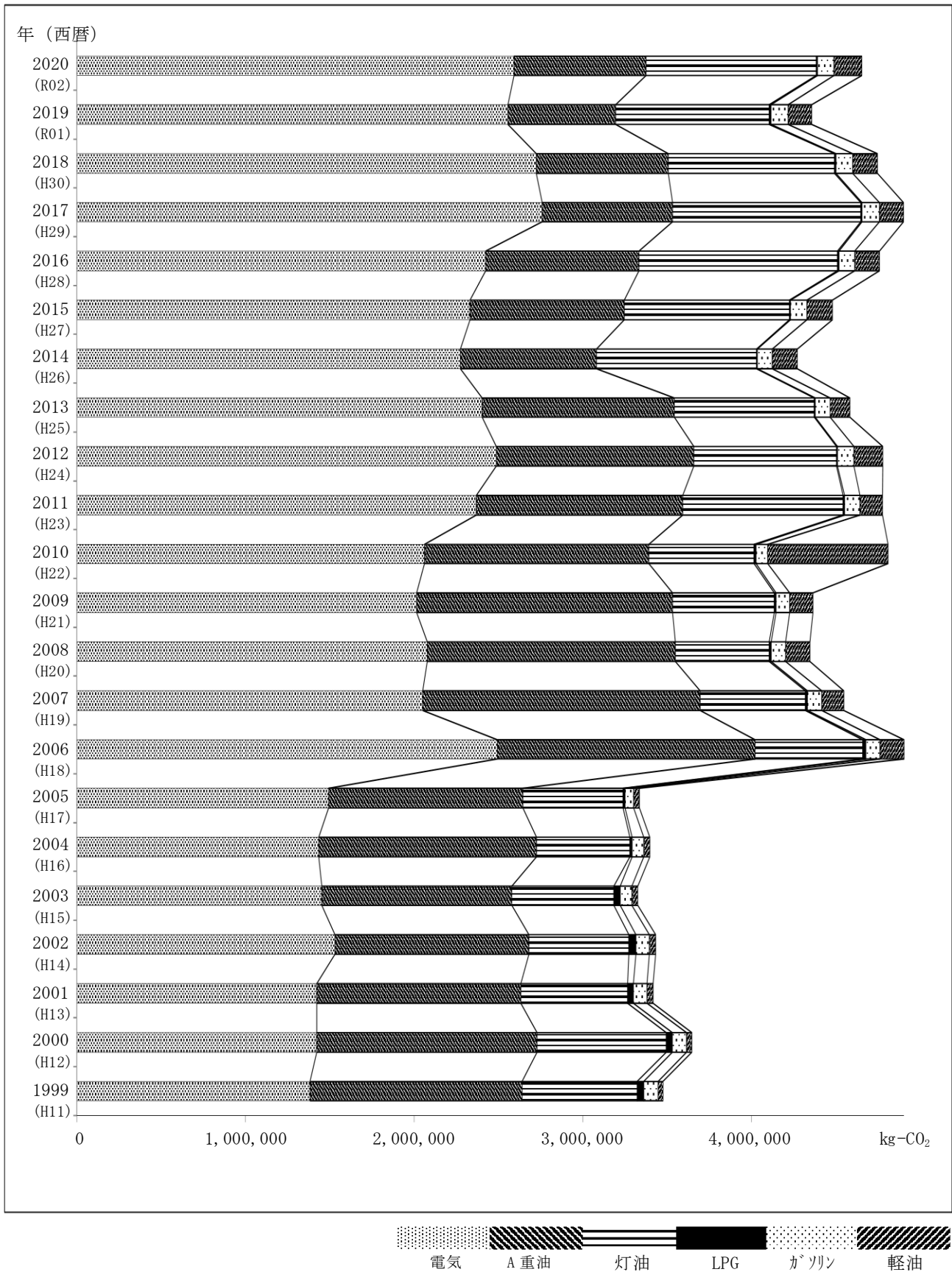
軽油は、公用車の一部車両(ショベルカーやトラック)の利用増、特に学校給食センターの配送用トラックは、配送先に池田高校が追加となったことが増加した要因であります。

2015(平成27)年度【基準】	→3.9%→	2020(令和2)年度【実績】
4,479,620 kg	増加	4,653,721 kg

内 訳	項 目	2015(平成27)年度 (基準)	2020(令和2)年度 (目標)	2020(令和2)年度 (実績)
CO ₂ 排出量	電 気	2,330,670kg	2,214,136kg	2,592,037kg
	A重油	915,167kg	869,409kg	781,835kg
	灯 油	925,672kg	879,388kg	1,010,356kg
	L P G	5,428kg	5,157kg	7,493kg
	ガソリン	97,133kg	92,276kg	97,266kg
	軽 油	152,087kg	144,483kg	164,733kg
	計	4,426,157kg	4,204,849kg	4,653,720kg
使用量	電 気	4,199,406kwh	3,989,436kwh	4,670,337kwh
	A重油	337,700 <small>リットル</small>	320,815 <small>リットル</small>	288,500 <small>リットル</small>
	灯 油	371,756 <small>リットル</small>	353,168 <small>リットル</small>	405,766 <small>リットル</small>
	L P G	1,809 kg	1,719 kg	2,498 kg
	ガソリン	41,868 <small>リットル</small>	39,775 <small>リットル</small>	41,925 <small>リットル</small>
	軽 油	58,048 <small>リットル</small>	55,146 <small>リットル</small>	62,875 <small>リットル</small>

※上記数値(目標)は、2015(平成27)年度を基準にしたものであり、2015(平成27)年度に実在した施設のみを対象としています。

年度別CO₂の排出量



※2006(平成16)年度の計画更新時に対象施設等を追加したため、2006(平成18)年度以降の排出量が増加しています。

5) 温室効果ガスの削減目標

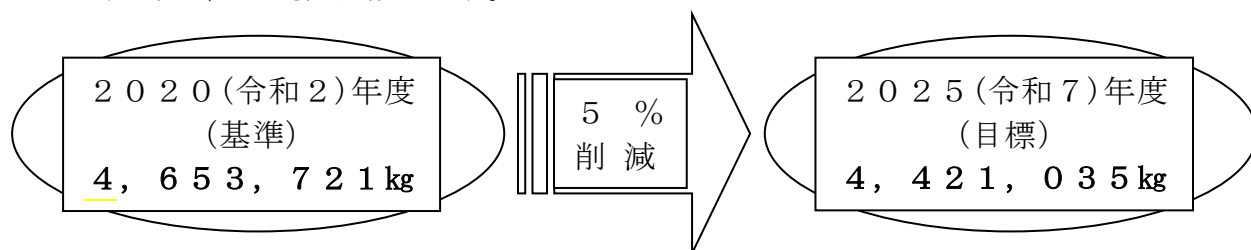
削減目標については、「実行計画【2016(平成28)年度～2020(令和2)年度】の推進状況」を踏まえるとともに、本町の事務・事業に関わる今後の状況変化等を勘案し、次のとおりとします。

なお北海道が掲げている2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量の中期目標は、排出削減量と森林等による吸収量をあわせて35%削減(2013(平成25)年度比)としています。また2050(令和32)年度までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロ(温室効果ガス排出量＝森林等による吸収量)とする「ゼロカーボン北海道」の実現を長期目標としています。

池田町においては、引き続き5年ごとに目標を設けることにします。

〈削減目標〉

2025(令和7)年度における二酸化炭素排出量を、2020(令和2)年度の排出量に比べて5%(232,686kg)削減します。



内 訳 (CO₂排出量)

項目	2020(令和2)年度 (実績)	2020(令和2)年度 (基準)	2025(令和7)年度 (目標)
電 気	2,592,037kg	2,592,037kg	2,462,435kg
A重油	781,835kg	781,835kg	742,743kg
灯 油	1,010,356kg	1,010,356kg	959,838kg
L P G	7,493kg	7,493kg	7,118kg
ガソリン	97,266kg	97,266kg	92,405kg
軽 油	164,733kg	164,733kg	156,496kg
計	4,653,720kg	4,653,720kg	4,421,035kg

内 訳 (使用量)

項目	2020(令和2)年度 (実績)	2020(令和2)年度 (基準)	2025(令和7)年度 (目標)
電 気	4,670,337kwh	4,670,337kwh	4,436,820kwh
A重油	288,500 リットル	288,500 リットル	274,075 リットル
灯 油	405,766 リットル	405,766 リットル	385,478 リットル
L P G	2,498 kg	2,498 kg	2,373 kg
ガソリン	41,925 リットル	41,925 リットル	39,829 リットル
軽 油	62,875 リットル	62,875 リットル	59,731 リットル

4. 温室効果ガス削減に向けた取組

1) 直接的削減に向けた取組

- 電気使用量の削減
 - ・照明時間の短縮
(窓側の消灯、間引き消灯、不用箇所の消灯(昼休み含む))
 - ・使用していないOA機器等の電源オフ
 - ・自動ドア使用の自粛(登庁、退庁、昼休みは、通用口を使用)
 - ・省エネルギー型設備機器の導入(新規購入や買替時)
 - ・冷房の適正な温度設定
 - ・太陽光発電など自然エネルギーの活用
- 燃料使用量の削減
 - ・暖房の適正な温度設定
 - ・ウォームビズの推進
- 公用車燃料使用量の削減
 - ・公用自転車の導入による使用量削減
 - ・低公害車、低燃費車の導入の検討(新規購入時)
 - ・ハイブリッド自動車の優先利用
 - ・運転前点検、日常の整備の徹底
 - ・急発進、急加速の抑制、エコドライブの実践
 - ・アイドリングストップ

2) 間接的削減に向けた取り組み

- 物品等の調達に当たっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の各調達品目とその判断基準を参考として環境物品の調達を推進
- 紙使用量の削減
 - ・両面コピーの実施、紙の裏面活用
 - ・再生紙の利用
 - ・ミスコピーの防止(使用后リセット)
 - ・不要なプリントアウト、コピーをしない(グループウェア活用等)
- 廃棄物の排出抑制
 - ・分別排出の徹底(分別回収ボックスの設置)
 - ・遊休物品の活用
- 自然環境への配慮
 - ・水資源を守るため節水の実施
 - ・緑化の推進

3) 地域全体における取組

- 温室効果ガス排出削減に向けて
 - ・廃棄物の排出抑制の推進
 - ・廃棄物のリサイクルと適正処理の推進
 - ・グリーン購入の推進
 - ・徒歩や自転車や公共交通機関の利用などノーカーデーの推進

5. 実行計画の推進・点検体制

1) 推進委員会

(組織)

- ・委員会は、町長、副町長、教育長及び管理職にあたる池田町職員をもって組織する。

(委員長及び職務代理者)

- ・委員長は、町長があたる。
- ・委員長は、会務を統括し会議を統括する。
- ・委員長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

(会議)

- ・委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

- ・委員会に幹事会を置き、委員会の所掌する事務の推進にあたるものとする。
- ・幹事会は、総務課長、町民課長及びその担当者をもって組織する。

2) 推進委員会の役割

- ・取組事項の推進及び点検。
- ・事務局は、町民課に置く。
- ・上記に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

3) 推進委員の役割（具体的取組）

- ・各管理施設等の電気使用量、燃料使用量、自動車走行数等の把握
- ・「4. 温室効果ガス削減に向けた取組」の推進（率先的な実行及び所属職員の指導）

①電気使用量の削減

- ・照明時間の短縮について、窓側の消灯、間引き消灯が可能かのチェック、不用箇所
の率先消灯及び所属職員の指導（各施設共有部分の閉庁時消灯の徹底など）・使用してい
ないOA機器等電源オフの率先行動及び所属職員の指導
（席から1時間以上離れる場合のパソコン電源オフなど）
- ・自動ドア使用自粛の率先行動及び所属職員の指導

②燃料使用量の削減

- ・暖房の適正温度の設定及び温度管理の徹底

③公用車燃料使用量の削減

- ・徒歩、自転車の率先利用及び所属職員の指導
- ・アイドリングストップ、エコドライブの実践及び所属職員の指導

④環境物品の調達推進

⑤紙使用量の削減

- ・ミスコピーの防止、両面コピーや紙の裏面活用及び所属職員の指導
- ・グループウェアの活用

⑥廃棄物の排出抑制

- ・分別排出の徹底（各管理施設における分別ボックス設置など分別排出の検討）
- ・遊休物品の有効活用のため、所管遊休物品の掲示板への掲載
- ・買物袋の再利用やエコバック使用の徹底

4) 実行計画の進捗状況の公表

- ・前年度の温室効果ガス排出状況を毎年度公表する。

《参 考》 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

<p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>（地方公共団体実行計画等）</p> <p>第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 地方公共団体実行計画の目標</p> <p>三 実施しようとする措置の内容</p> <p>四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項</p> <p>8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。</p> <p>10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。</p>	
--	--

※ 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生	エコセメントの普及など
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ2～3割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体等製造用などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等